

(様式 2 )

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)第 234 条第 2 項、地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 5 月 15 日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

排水管破損修繕

2 履行(納品)場所

横浜市立東野中学校(横浜市瀬谷区東野 130 番地)

3 契約日

令和 7 年 2 月 10 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 3 月 31 日

5 契約金額

330,000 円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アメニティ

横浜市神奈川羽沢町 685

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

受水槽(外側配管)から水が流出していることを確認。

受水槽(外側配管)の水の亀裂による漏水だと考えられ、流出量も多く、周辺一帯が水浸しとなり学校運営に支障があることから、緊急契約とした。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿掲載で、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を剪定した。

9 所管

横浜市立東野中学校